

各都道府県

建築行政主務部長 殿

国土交通省 住宅局 建築指導課長

建築基準法防火関係等告示の制定・改正について（技術的助言）

建築物の周囲において発生する通常の火災時における火熱により燃焼するおそれのない部分を定める件（令和 2 年国土交通省告示第 197 号）等は、令和 2 年 2 月 27 日に公布、同日施行されることとなった。

については、その運用について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言として下記のとおり通知する。

貴職におかれては、貴管内の特定行政庁及び貴都道府県知事指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知方お願いする。

なお、国土交通大臣指定及び地方整備局長指定の指定確認検査機関に対しても、この旨通知していることを申し添える。

記

第 1 建築物の周囲において発生する通常の火災時における火熱により燃焼するおそれのない部分を定める件（令和 2 年国土交通省告示第 197 号）

1. 告示の概要

本告示は、隣地境界線等（建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 2 条第 6 号に規定するものをいう。）ごとに、対象建築物の外壁面と当該隣地境界線等との角度に応じて、当該隣地境界線等から、1 階にあっては 3 m 以下、2 階以上にあっては 5 m 以下の距離にある建築物の延焼のおそれのある部分から除かれる部分として、当該建築物の周囲において発生する通常の火災時における火熱により燃焼するおそれのない部分（以下「除外部分」という。）を以下のとおり定めるものである。

- 1) 隣地境界線等が同一敷地内の 2 以上の建築物相互の外壁間の中心線であり、当該隣地境界線等に面する他の建築物が主要構造部が準耐火構造であることなどの一定の性能を有する場合（別図 1） 以下の①及び②に該当する部分以外の部分（別図 2）

- ① 隣地境界線等から、建築物の階の区分ごとに計算した隣地境界線等からの距離 d 以下の距離にある当該建築物の部分
 - ② 他の建築物の地盤面から計算した他の建築物の地盤面からの高さ h 以下にある建築物の部分
- 2) 1) に掲げる場合以外の場合 1) ①により計算した隣地境界線等からの距離 d 以下の距離にある建築物の部分以外の部分 (別図 3)

2. 隣地境界線等との角度について

本告示第 1 号イ及びロにおいて、「 d 隣地境界線等からの距離」及び「 h 他の建築物の地盤面からの高さ」は、隣地境界線等ごとに、対象建築物の外壁面と当該隣地境界線等との角度に応じて定めることとなる。一つの隣地境界線等の捉え方については、隣地境界線等の種類に応じて、基本的に以下のように整理することができる。

- ・ 隣地境界線：対象建築物の敷地に隣接する他の敷地の一との境界線
- ・ 道路中心線：一の道路の中心線
- ・ 同一敷地内の二以上の建築物相互の外壁間の中心線：建築物の外壁面の一と同一敷地内の他の建築物の外壁面の一との間の中心線

ただし、当該隣地境界線等が複数の線分で構成されている場合については、各線分を一つの隣地境界線等として捉えることとされたい。なお、隣地境界線等が曲線である場合については、当該曲線を複数の線分で構成される隣地境界線等と近似して捉えることとし、外壁面が湾曲している場合も同様に、複数の湾曲していない外壁で構成される外壁面と近似して捉えることとされたい。

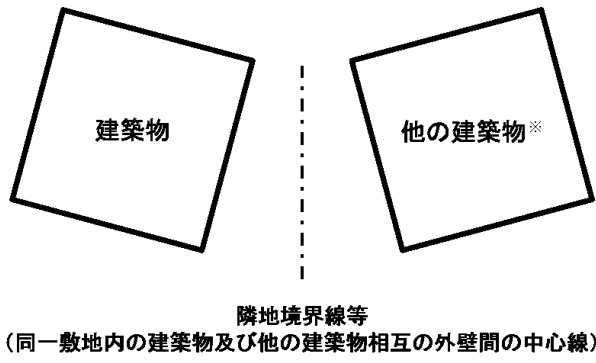
3. その他の留意事項

本告示にかかわらず、従前の「延焼のおそれのある部分」(隣地境界線等から、1 階にあっては 3 m 以下、2 階以上にあっては 5 m 以下の距離にある建築物の部分)をそのまま適用することも可能である。

また、建築基準法施行規則(昭和 25 年建設省令第 40 号。以下「規則」という。)においては、建築確認の申請等に当たって、「各階平面図」や「二面以上の立面図」等の図書において、「延焼のおそれのある部分の外壁の位置及び構造」や「延焼のおそれのある部分の外壁及び軒裏の構造」等延焼のおそれのある部分に係る事項の明示を求めているところである。

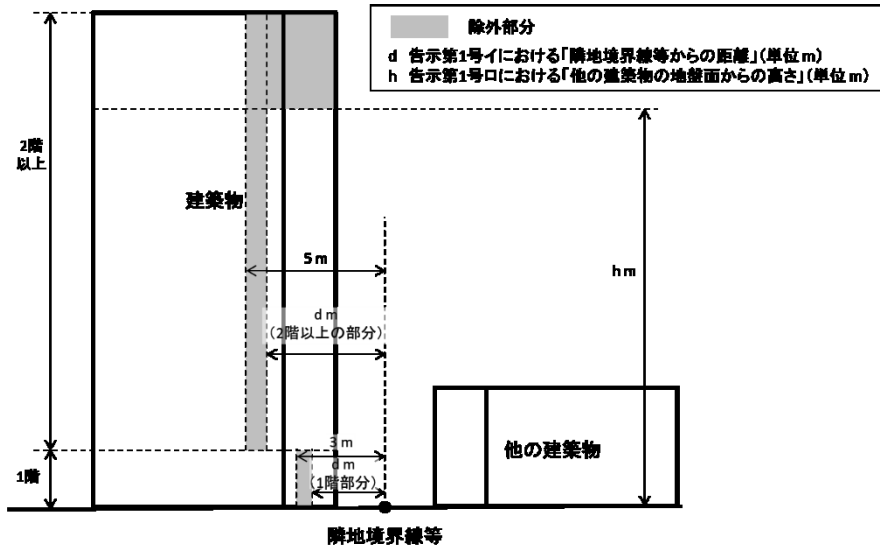
本告示の規定に基づき、除外部分を計算した上で延焼のおそれのある部分を当該図書において明示する場合には、本告示の規定に基づき計算した内容も含めて明示する必要があるので留意されたい。なお、当該図書に明示すべき事項を他の図書に明示して添付する場合には、当該図書に明示することを要しないことから、計算内容の明示にあたっては、別途、本告示の規定に基づき計算した内容を添付することとされたい。

別図 1

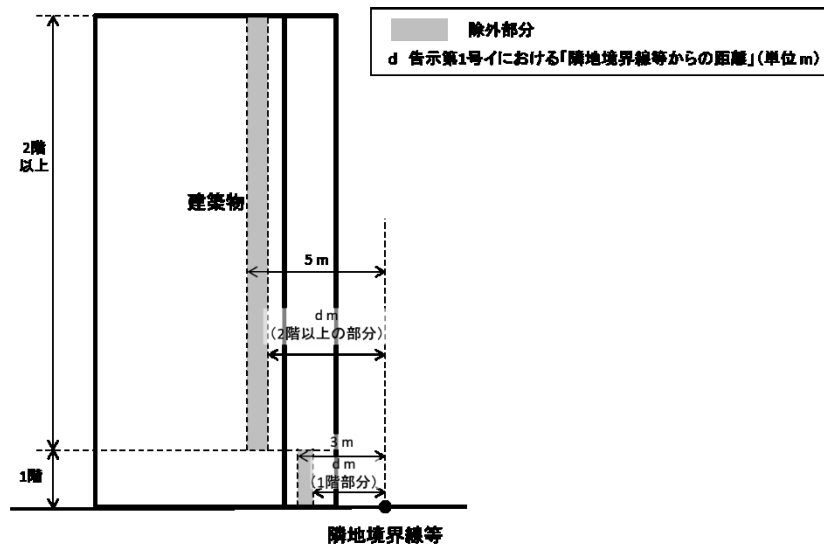


※他の建築物について、以下の①又は②のいずれかに該当すること
 ①主要構造部が以下のいずれかの基準に適合すること
 ・建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第107条各号
 ・同令第107条の2各号
 ・同令第108条の3第1項第1号イ及びロ
 ・同令第109条の3第1号
 ・同令第109条の3第2号
 ②同令第136条の2第1号ロ若しくは第2号ロに掲げる基準に適合する建築物であること

別図 2



別図 3



第2 十分間防火設備の構造方法を定める件（令和2年国土交通省告示第198号）

1. 告示の概要

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第112条第11項において、3階を病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）又は児童福祉施設等（入所する者の寝室があるものに限る。）の用途に供する建築物のうち階数が3で延べ面積が200㎡未満のもの（以下「対象建築物」という。）の堅穴部分については、間仕切壁又は法第2条第9号の2ロに規定する防火設備で区画することを求めている。同項ただし書において、スプリンクラー設備その他これに類するものを設けた場合にあっては、当該防火設備は10分間の遮炎性能を有する防火設備であればよいこととしており、本告示はその構造方法を定めるものである。

2. 表面材の取り付けについて

本告示第1第3号イにおいて、補強材の両面に表面材を堅固に取り付けなければならないことを規定している。具体的には、ねじによる固定のほか、補強材と表面材が嵌合により取り付けられるものが想定される。

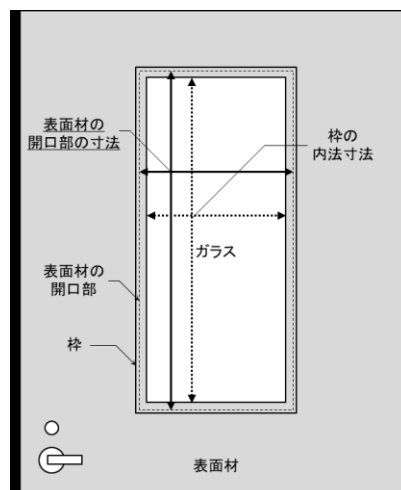
3. 充填材を用いる場合について

本告示第1第3号ロにおいて、充填材は防火上支障のない性能を有するものでなければならないことを規定している。具体的には、水酸化アルミ無機シートコア（有機量40%以下のものに限る。）、グラスウール保温材、難燃処理されたペーパーハニカムコア等が想定される。

4. ガラスを用いる場合について

本告示第1第3号ハにおいて、ガラスの種類や枠及び表面材における取付方法を規定しているところ、同号ハ(1)(ii)(三)及び(2)(iii)において規定する寸法は、表面材の開口部の寸法であり、枠の内法寸法ではないことに留意されたい（別図4）。

別図4



第3 遮音性能を有する長屋又は共同住宅の界壁及び天井の構造方法を定める件の一部を改正する件（令和2年国土交通省告示第200号）

1. 告示の概要

平成28年国土交通省告示第694号に定める強化天井の構造方法（開口部を設ける場合にあつては、当該開口部が遮音上有効な構造であるものに限る。）が令第22条の3に定める遮音性能に関する技術的基準に適合することが確認されたため、昭和45年建設省告示第1827号第3に定める天井の構造方法を改正し、当該強化天井の構造方法を追加することとした。

2. 開口部の遮音上有効な構造

開口部を設ける場合における当該開口部の遮音上有効な構造は、開口部（埋め込み型の照明器具又はダクト配管等）を設ける部分の裏側に、次の表に掲げる開口面積に応じた材料を設けたものとする。

開口面積	材料
100cm ² 未満（開口面積の合計が天井の面積の0.4%以下であるものに限る。）	厚さ50mm以上の吸音材（密度40kg/m ³ 以上のロックウール、密度24kg/m ³ 以上のグラスウール等）又はこれと同等以上の性能を有する材料
上記以外	強化天井と同等以上の遮音性能を有する材料

以上